

要件	内容
<p>■指宿市工場等設置補助金</p> <p><対象業種> 製造業，情報通信業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，倉庫業，梱包業，卸売業，学術・開発研究機関，デザイン業，広告業，職員教育施設・支援業，コールセンター業，鉱物採掘施設，陸上養殖施設，植物工場，私立大学，私立短期大学，私立専修学校，日本語教育機関，特定民間施設 対象業種・施設を営む者が設置する社員寮</p> <p>○ 工場等新設等の工事着手後1か月以内に工場等の指定申請を行うこと</p> <p>【指定要件】</p> <p>①投下固定資本額 1,000万円以上</p> <p>②雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 新設・増設 5人以上の新規雇用 └ 移転・改築 3人以上の新規雇用又は10人以上の雇用維持 <p>③本市に住民登録のある新規雇用者1名以上</p> <p>④公序良俗に反しないこと，暴力団でないこと，市税等の滞納がないこと</p>	<p>◎施設整備費補助金 建物，機械設備等（※）取得費用の20% ※操業開始後1年以内に取得したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 新設・増設 最大5,000万円 （雇用者数によって上限額が異なります） └ 移転・改築 最大4,000万円 （雇用者数によって上限額が異なります） <p>◎用地取得補助金 工場用地取得費用の20% 上限5,000万円</p> <p>◎新規雇用者補助金 正規雇用者1人あたり30万円（非正規雇用者1人あたり10万円） 【以下に該当する場合は1人あたり+30万円加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市出身者で新卒1年以内の正規雇用者 ・本市内の高等学校等を卒業後1年以内の正規雇用者・障害者 <p>上限1,000万円</p>